

令和 2 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

令和2年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会
(第1回) 議事録

1. 令和2年3月26日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階大会議室において開催する。

1. 出席議員次のおり

1 番議員 伊崎 太陽	2 番議員 中谷 政人
3 番議員 北尾 学	4 番議員 藤田 茉里
5 番議員 松本 直高	6 番議員 友井 健二
7 番議員 吉田 涼子	8 番議員 大矢 克巳
9 番議員 森本 勉	10 番議員 渡辺 裕
11 番議員 瓜生 照代	12 番議員 岸田 敦子

1. 理事者側出席者次のおり

管理者 東 修平
副管理者 黒田 実
副管理者 林 有理
四條畷市市民生活部長 山本 良弘
交野市環境部長 濱中 嘉之

1. 事務局側出席者次のおり

事務局長 二神 和則
事務局副参事 梅垣 信一
事務局副参事 谷辻 和彦
総務課長 太田 広治
管理課長 後藤 弘宣
施設課長 上村 悟司
総務課長代理 木邨 信吉

1. 議事日程次のおり

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	会期決定について
日程第3 議案第1号	令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第3号)について
日程第4 議案第2号	令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について
日程第5	監査委員の選任について
日程第6	一般質問

(時に13時58分)

1. 議 長(友井健二君) 皆さま、こんにちは。定刻前ではございますが皆さまお揃いでございますので、始めさせていただきますよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長(友井健二君) 本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

ただ今から令和2年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を開会いたします。なお、本日の定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止を目的に、出席者にマスク着用の上で答弁や説明をすることを許可しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。開会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者(東 修平君) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆さまにおかれましては、年度末の何かとお忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日の第1回定例会に提案させていただきます案件は、予算の案件として補正予算、当初予算の2議案を、合わせまして監査委員の選任同意についてもお願い申し上げます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1. 議 長(友井健二君) ありがとうございます。それでは、次に事務局より諸般の報告をいただきます。事務局長。

1. 事務局長(二神和則君) それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員のご出席状況につきまして、ご報告を申し上げます。本日は、全員のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告を申し上げます。

去る12月25日には11月分の、1月30日には12月分の、2月27日には1月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されてございます。お手元に配布させていただいております。

なお、検査に付しました関係書類は事務局にて保管してございますので、併せてご報告申し上げます。以上、報告を終わらせていただきます。

1. 議 長(友井健二君) 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議 長(友井健二君) 日程第1 会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。4番藤田議員、5番松本議員を指名いたします。

1. 議 長(友井健二君) 日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。令和2年3月26日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (友井健二君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。
1. 議 長 (友井健二君) 日程第 3 議案第 1 号令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 3 号) についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事 務 局 (太田広治君) (議案書にて朗読)
1. 議 長 (友井健二君) 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 1 号についての内容説明をいたさせます。事務局長。
1. 事務局長 (二神和則君) ただいま議題となりました、議案第 1 号令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 3 号) につきましてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが補正予算書をご覧くださいと存じます。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書のページ、1 ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,127 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 2,338 万 7,000 円としようとするものでございます。次に、地方債の補正につきまして、第 2 表 地方債補正でご説明いたしますので、4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと存じます。

衛生債で補正前の限度額 230 万から 210 万に変更しようとするものでございます。その内容につきましては、歳入歳出補正予算でご説明させていただきます。次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書にてご説明いたしますので、8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、(款) 分担金負担金 (項) 分担金 (目) 清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額 15 億 4,068 万 9,000 円から 4,077 万 2,000 円を減額補正し、14 億 9,991 万 7,000 円としようとするものでございます。四條畷市でございますが、1,903 万 1,000 円の減額、交野市でございますが、2,174 万 1,000 円の減額となっております。

次に、(款) 諸収入 (項) (目) 雑入でございますが、補正前の額 8,872 万 8,000 円から 30 万 7,000 円を減額補正し、8,842 万 1,000 円としようとするものでございます。これは、総務費諸収入でございますが、太陽光発電の発電量が当初の見込みより少なくなることにより 30 万 7,000 円を減額しようとするものでございます。

次に、(款) (項) 組合債 (目) 衛生債でございますが、補正前の額 230 万円から 20 万円を減額補正し、210 万円としようとするものでございます。これは、大阪府広域廃棄物埋立処分場整備事業債でございますが、整備事業が減額となったことにより、組合債の減額をしようとするものでございます。

次に、10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございますが、補正前の額 1 億 3,128 万 1,000 円から 805 万 7,000 円を減額補正し、1 億 2,322 万 4,000 円としようとするものでございます。その内容でございますが、需用費のうち、印刷製本費の今後の執行見込みによる減額と、委託料の落札減でございます。

次に、(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございますが、補正前の額 8 億 138 万 6,000

円から 3,322 万 2,000 円を減額補正し、7 億 6,816 万 4,000 円としようとするものでございます。その内容でございますが、まず、需用費のうち消耗品費は、公害対策薬品などの消耗品費で、契約単価や使用量の見込みの差、今後執行予定の見込みによる減額と、燃料費、修繕費は、今後執行予定の見込みから減額しようとするものでございます。

次に、委託費でございますが、2,383 万 1,000 円を減額しようとするもので、その内容につきましては、説明欄、上から焼却灰搬送業務委託料、処理灰搬送業務委託料、スプレー缶処理委託料は、今後執行予定の見込みにより減額を、その他の業務委託料は、落札減でございます。

以上、簡単でございますが、議案第 1 号令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 3 号）についての、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 議長（友井健二君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づきおこなってまいります。ただ今から順次質疑を許可いたします。4 番藤田議員。

1. 4 番議員（藤田茉里君） それでは 1 点質問させていただきたいと思います。

今回の補正は、4,127 万 9,000 円の減額補正ということで、8 ページの歳入の（項）分担金では両市合わせてマイナス 4,077 万 2,000 円の減額ということですが、今後の清滝の解体工事や土壌汚染改良工事など、組合として様々な膨大な費用を要する事業があることが分かっている状況の中で、この減額補正ではなく基金などを設けてですね一定の内部留保という形で、その大きな事業に備える必要があるのではないかというふうに考えますけれども、組合としてのお考えをお聞きかせください。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） ご質問の基金などの対応につきましては、今後想定される施設の基幹的改修工事等の財政確保について、現在、組合と関係市において協議を行なっているところでございます。

1. 議長（友井健二君） 藤田議員。

1. 4 番議員（藤田茉里君） 協議を行っているということで、意見ですが、旧施設の後処理、これから新施設も老朽化などに対して費用がかかってくるということと合わせて、交野市においても庁舎建設などの公共施設の再編にかかる大きな予算が、これから必要となってくるのが予定されております。そうした中で、一定、市に戻してしまうとそれがまた違う所に使われる。また四交で莫大な費用が必要だとなった時に両市にこれだけの金額を下さいということになっても、すぐにそれは用意できるかどうかという見通しがなかなか立ちにくい事も予想されますので、ぜひ前向きに基金の検討を進めていただきたいと思いますというふうに要望しておきます。以上です。

1. 議長（友井健二君） これにて藤田議員の議案質疑を終結いたします。

1. 議長（友井健二君） 次に 11 番瓜生議員。

1. 11 番議員（瓜生照代君） 私の方からは 11 ページにあります、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討支援業務委託料について伺いたいと思います。これにつきましては、本日これからあとの一般質問の項目に入れておりますので、ここで詳細は明らかになると思っております。私の方からは、大枠の部分のみ何点かお聞かせいただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、どのような委託内容であったのか。また、605万円の減額の要因について、次に先日いただきました審議会の諮問及び答申に関する情報提供、これによりましたら、今後、実施計画策定に向けて、交野市、四條畷市、組合、この三者で協議を進めるとございました。協議のメンバーについて、あり方を検討したメンバーがそのまま協議にかかるのか、それとも新たなセッションも加わるのかお聞きしたいと思います。それから策定までのスケジュール、それから答申を受けてどのような留意点をもたれようと思っておられるのか。この3つをお伺いしたいと思います。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 委託内容について、協議メンバー及び策定までのスケジュール、留意点についての2点についてご説明をさせていただきます。

まず、ごみ処理施設の管理、運営のあり方検討支援業務の内容についてご回答いたします。組合と関係市である四條畷市及び交野市の三者で検討会を設置し、協議を行うための資料作成、情報収集、調査、報告書の作成の事務などの支援や、審議会において審議するための資料作成、議事録の作成などの事務などの支援をしていただくものでございます。

次に、減額となった要因でございますが、業務につきましては一般競争入札を行っており、その契約差額となっております。

次に、協議メンバー及び策定までのスケジュール、答申を受けての留意点についてご回答させていただきます。協議会メンバー及び策定までのスケジュールにつきましては、去る3月19日に審議会から答申を受けたところでございます。具体的に協議会メンバーやスケジュールにつきましては、まだ確定していないのが現状でございます。今後、組合と関係市である四條畷市、交野市の三者において具体的に実施計画に向けての協議を行ってまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、答申を受けての留意点でございますが、実施計画においてリスクマネジメントの徹底に努め、適切な事務及び技術の継承を行いながら事業が無理なくソフトランディングできるように四條畷市、交野市及び組合において、積極的な協議に努めてまいりたいと考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 瓜生議員。

1. 11番議員（瓜生照代君） 確かに同意を受けてからまだ1週間ほどでありますので、具体についてはお答え難かったであろうと、それは理解しております。ですが、これは基幹的設備改良工事、これが必要となります。この施設を竣工してから、20年を迎える令和19年度に向けて、ご答弁の中にソフトランディングという言葉がありましたけれども、無理なく事業を成立させるための、まずは令和4年度から18年度に向けての、市民にとって大切なごみ行政、これをどう効率的に安心・安全を実施していくのかを決めていく中で、答申の中でも導入までの準備期間、この少なさに触れられていますけれども、準備期間は令和3年度までしかないわけでございますので、旧炉の施設の解体もありまして、大変にご苦労をおかけすることになると思いますけれども、精力的に策定を進めていただきたいと要望したいと思います。以上でございます。

1. 議長（友井健二君） これにて瓜生議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（友井健二君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (友井健二君) 討論なしと認めます。
1. 議 長 (友井健二君) お諮りいたします。議案第 1 号令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 3 号) については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
1. 全 員 異議なし。
1. 議 長 (友井健二君) ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 3 号) については、原案のとおり可決されました。
1. 議 長 (友井健二君) 日程第 4 議案第 2 号令和 2 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事 務 局 (太田広治君) (議案書にて朗読)
1. 議 長 (友井健二君) 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 2 号についての内容説明をいたさせます。二神事務局長。
1. 事務局長 (二神和則君) ただいま議題となりました、議題第 2 号令和 2 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算につきまして、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、予算書をお開きいただきたいと存じます。時間の関係上もございまして、大きな増減部分や新たな事項のご説明となりますので、ご了承よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を 17 億 4,724 万 3,000 円としようとするものでございます。

次に、地方債につきましては、第 2 表でご説明させていただきますので、4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと存じます。第 2 表地方債でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場の整備事業及び災害復旧事業の財源といたしまして、整備事業に係る地方債を 270 万円、災害復旧事業に係る地方債を 140 万円、それぞれ発行しようとするものでございます。

次に、歳入歳出の詳細について、事項別明細書によりご説明を申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 清掃施設組合分担金でございますが、前年度と比較しまして、7,397 万 7,000 円増の 16 億 6,392 万 9,000 円を計上させていただいております。その内訳でございますが、四條畷市は前年度と比較して、3,077 万 9,000 円増の 7 億 4,775 万 5,000 円、交野市は 4,319 万 8,000 円増の 9 億 1,617 万 4,000 円となっております。

次に、12 ページ、13 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) 使用料及び手数料 (項) 諸収入 (目) 雑入でございますが、前年度と比較しまして、1,106 万円減の 7,766 万 8,000 円を計上させていただいております。

その内容でございますが、総務費諸収入として、太陽光発電電力売払金などで 448 万 3,000 円を、衛生費諸収入で、有価物売払金、ごみ発電余剰電力売払金などで 7,318 万 5,000 円を計上させていただいております。減額の主な要因につきましては、有価物相場が下がったことにより有価物売払金で約 400 万、令和元年度の実績見込みによりごみ発電余剰電力売払金で約 680 万でございます。

次に、14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) (項) 組合債 (目) 衛生債でございますが、前年度と比較しまして、40 万円増の 270 万円を、次に (目) 災害復旧債で 140 万円

を計上させていただいております。

次に、16 ページ、17 ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、まず（款）（項）議会費（目）組合議会費でございますが、前年度と同額の 259 万 6,000 円を計上させていただいております。

次に、18 ページ、19 ページをお開きいただきたいと思います。（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費でございますが、前年度と比較しまして、1,113 万 5,000 円増の 1 億 4,321 万 6,000 円を計上させていただいております。

まず、人件費の報酬でございますが、前年度と比較して 301 万 9,000 円の減額となっておりますが、その内容は、ボイラータービン主任技術者を非常勤職員として雇用していましたが、地方公務員法の一部改正により非常勤職員等の任用等に関する規定が会計年度任用職員制度により、明確化されたことに伴い、この規定に該当しなくなったことから、令和 2 年度から任期付職員として任用すること、さらに、衛生費から支出することとなったためでございます。また、給料で、人勸に伴う給与改定、職員の昇給などによるもの、職員手当等で、定年退職者の退職手当などにより、前年度と比較し 2,313 万 6,000 円増の 4,374 万 2,000 円を、計上させていただいております。

次に、20 ページ、21 ページをお開きいただきたいと思います。委託費でございますが、前年度と比較しまして 809 万 2,000 円減の 2,489 万 8,000 円を計上させていただいております。この減額の要因は、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討支援業務が終了したことに伴うものでございます。

次に、24 ページ、25 ページをお開きいただきたいと思います。（款）衛生費（項）清掃費（目）ごみ処理費でございますが、前年度と比較しまして、687 万 9,000 円減の 8 億 1,862 万 7,000 円を計上させていただいております。まず、給料では人勸に伴う給与改定、職員の昇給や総務費でご説明いたしました非常勤職員を任期付職員としたこと、令和元年度の職員の退職などにより、給料で 9 万 2,000 円の減の 9,660 万 4,000 円を、職員手当で 23 万 7,000 円減の 7,551 万 7,000 円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、需用費でございますが、前年度と比較しまして 3,050 万円減の 8,353 万 9,000 円を計上させていただいております。これは、修繕費におきまして、低速破碎機の刃の交換修理がなくなったことが主な減額要因となっております。

次に、委託料でございますが、前年度と比較しまして、2,292 万円増の 5 億 2,187 万 7,000 円を計上させていただいております。前年度、処理灰が基準値を超過したことに伴う処理灰積込業務がなくなり、また、処理灰の搬送、処分業務が通常どおり大阪湾広域廃棄物埋立処分場へ搬入となったことに伴う減額と 26 ページ、27 ページをお開きいただきたいと思います。

委託料の下から 3 行目、熱回収施設遠隔監視業務、3 年に一度のごみ処理施設精密機能検査業務、労働者派遣によるごみ処理施設運転監視業務など、令和 2 年度の新たな業務に伴う増額により、委託料は全体では増額してございます。

次に、負担金、補助及び交付金でございますが、前年度と比較しまして、64 万 7,000 円増の 454 万 1,000 円を計上させていただいております。その内容は、先ほどの委託費でご説明いたしました処理灰の基準超過に伴う三重県伊賀市での処分がなくなり、処理困難物処分費のみとなったことから環境保全負担金の減額、また、組合債でもご説明しました災害復旧事業に係る負担金の増額による

ものでございます。

次に、28 ページ、29 ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項) 施設費(目) 旧施設解体準備費でございますが、令和元年度 12 月組合議会において、継続費として計上いたしました、清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等作成業務として 6,096 万 1,000 円を新たに計上させていただいてございます。

次に、(款)(項) 公債費(目) 元金でございますが、7 億 44 万 5,000 円を計上させていただき、(目) 利子として、2,039 万 8,000 円を計上させていただいてございます。

以降 30 ページから 40 ページにかけては給与費明細書を、42 ページから 43 ページについては継続費の調書を、44 ページから 45 ページには債務負担行為の調書を、46 ページから 47 ページには地方債の調書をそれぞれお示ししてございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 2 号令和 2 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく申し上げます。

1. 議 長(友井健二君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。ただ今から順次、質疑を許可いたします。12 番 岸田議員。

1. 12 番議員(岸田敦子君) では、予算書 28 ページから 29 ページの、清滝ごみ焼却場施設解体計画書等作成業務委託について、何点かお伺いします。

今回の費用は、6,096 万 1,000 円で、12 月の補正予算と合わせると約 6,800 万円となります。委託契約の契約方法、予定価格に対する落札率、業者名を教えてください。

2 点目に、解体前の事前調査に 6,800 万円もかかることへの疑問は前回も指摘しましたが、茅ヶ崎市の例をみてもやはり調査費用がかかりすぎではないかと疑問に感じております。今年 1 月に視察した茅ヶ崎市では解体事前工事に 972 万円、土壌調査に 1,246 万円、ここまでで約 2,000 万円で、旧炉の解体設計業務に 1,620 万円、これを入れて 3,800 万円ほどということでした。解体する炉は一日当たり 75 トンの 2 炉で、本組合は一日当たり 90 トンの 2 炉ということで、6,800 万円の中に解体設計委託も入っているかどうかをお伺いします。

3 点目に、今後の解体工事費用の見込みは今の段階でどの程度と考えておられるか、お伺いします。

4 点目に、今年 1 月に視察に行った先程紹介しました茅ヶ崎市では、旧炉の基礎解体工事と土壌汚染対策工事や事前工事すべてを含めると 9 億 6,000 万ほどかかったようですが、上屋の解体工事費は 4 億 3,578 万円、その 3 分の 1 を国の補助を受けるために工夫をし、残り 90%を起債、あとは市の一般財源で賄ったというお話でした。解体だけでは交付金対象外になるから、対象になるように工程を変更したという説明がありましたけれども、本組合の場合、交付金メニューからみて対象になる見込みはあるのか、お伺いします。

最後に、茅ヶ崎市では同じ敷地内に新炉を建設し、旧炉の解体は、お金がないことを理由に、煙突だけ先に解体したと。建屋は 20 年間放置して、解体工事にかかったのは 20 年後というお話でした。

本組合と両市とも、先程もありましたけれども、公共施設の再編・老朽化対策などで、今後一定の財源が必要になるという見込みです。両市の財政が落ち着いてから解体工事にかかることが可能であ

るなら、そういう選択肢も考えられないかということをおもったのですが、解体工事に掛り掛からなければならぬ法的規制や法的期限などはあるのかどうかを教えてください。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 委託契約の契約方法、落札率、業者名について、解体設計費用について、解体工事費用について、交付金対象となる見込みについて、解体工事の法的規制や法的根拠についての5点についてご回答させていただきます。

まず、委託契約の契約方法、落札率、業者名についてご回答いたします。契約方法につきましては、条件付き一般競争入札で行っており、落札率は61.44%で、落札者は株式会社日産技術コンサルタントでございます。

次に、解体設計費用についてご回答いたします。解体設計に係る費用についても本委託業務の中に入まっております。

次に、解体工事費用の見込みについてご回答いたします。解体工事に係る費用につきましては、概算で約10億円は必要になるのではないかと考えてございます。

次に、交付金対象となる見込みについてのご回答させていただきます。ごみ処理施設を新たに新設する場合、廃止した焼却施設の土地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の、廃止した焼却施設の解体事業につきましても、循環型社会形成推進交付金の対象事業となりますが、本組合は、別の場所、新たな場所に新たな施設を建設してございますので、旧施設の解体事業には、この交付金の対象には当たらず、交付金制度を活用することができないことになってございます。

最後に、解体方法の法的規制や法的期限についてご回答させていただきます。廃掃法上は施設の地下構造物は撤去しなければなりません。また、廃止した焼却施設の跡地に新しくごみ施設を建設しない本組合におきましては、すなわち解体工事のみを行う場合は、循環型推進交付金の交付を取れないことから、起債と一般財源で解体事業を進めねばなりません。

また、起債につきましても、公共施設等適正管理推進事業債の除却事業として、借り入れを考えてございますが、この除却事業債は令和3年度までの時限措置となっておりますことや、清滝ごみ焼却施設もこのまま何もせず放置すると、どんどん腐食等が進行していくことになり、さらに撤去に係る足場などの費用も嵩むことが想定されてございます。このことを踏まえると、早急に解体事業に着手することが必要であると考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 国の交付金対象が難しく、対象となる事業債の期限が迫っていることや、腐食が進むという事を考えますと、早急な対応をすべきだというのは理解します。

12月議会では、この調査費用に関して岡山県の津山市の例とか取り上げさせていただいて、この費用が高いんじゃないかということで、今回も出ささせていただいたんですけども、入札によって先ほどお答えいただいた約60%になって、金額としても約4,200万円だったということなので、当初の予定より大幅に下がりましたので、この費用なら理解できないことはないということは述べて、解体の今後のスケジュールについてどうなるか、あと、四條畷市では学校の改修工事に関して、想定外の部分にアスベストが使用されていることが判明して、工期が延長された事例がありました。

仕様書を今回見させていただきました、アスベストの対応というのも入っておりますが、アスベストを含めた有害物質の検査結果により、再調査や工期の変更、また、費用の変更というのも考えられ

るかどうか、これについてお伺いします。

あと、旧焼却炉は山の中腹にあって、下には民家もあります。少し離れてはいますけれども。ただ最近は大雨とか台風でそういう影響が大きくなることもありますので、汚染水が土壤に染み込んで民家に影響を与えないような、そんな対策が必要になる場面もあると思います。工事期間中の下流の水質調査をこまめに行う内容を計画に盛り込むべきではないかと思うのですが、そうした指導がなされるのかどうか教えていただきたいと思います。

最後ですが、今後の工事費等の返済計画の見込みはいつごろ立てられることになるのか教えてください。

これは質問ではないんですけど、財政面からの角度を中心に質問させていただきましたけれども、今後は周辺の環境を悪化させないための対応を随時していただくことというのが大事にはなってくると思います。その観点でも引き続きこの問題を取り上げていきたいということを申し述べて、質問を終わります。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 今後の委託のスケジュール、再調査や工期の変更、旧焼却施設の解体計画、工事費等の返済計画についての4点について、ご回答させていただきます。

初めに、今後のスケジュールについてご回答いたします。今後のスケジュールは、土壤汚染調査、有害物質調査の現地調査を今年の7月までに終え、解体工事計画書を作成後、業者見積を実施し、工事設計書を今年の12月までに作成する予定でございます。

次に、再調査や工期変更についてご回答させていただきます。清滝ごみ焼却施設解体工事設計等作成業務委託において、調査する検体数を変更することによって費用の変更が発生する場合がございますが、工期の変更は現在のところ見込んでございません。

次に、旧焼却施設の解体計画についてでございますが、誠にすいません、工事中の環境保全対策についてでございます。すいません。現地調査結果や大阪府との協議を踏まえ解体工事計画書の中に反映させていきたいと考えてございます。

最後に、焼却の返済計画についてご回答いたします。工事費の返済計画は、工事設計書ができ上がる今年の12月頃には必要になると考えてございます。

1. 議長（友井健二君） これにて岸田議員の議案質疑を終結いたします。続きまして、3番北尾議員。

1. 3番議員（北尾 学君） 交野市の北尾です。よろしく申し上げます。令和2年度の予算について、大きく3点お聞きします。

まず1点目、予算書の13ページのごみ処理施設証紙販売手数料について、年間の販売枚数はどれくらいあるのでしょうか。

2点目、予算書の21ページ、火災保険料について年間保険料が141万4,000円となっておりますが、保険料の適用範囲はどうなっていますか。昨年の火事の事故もこの保険の適用となったのか。また、地震で被害が起きた場合は対象になるのか、お聞かせください。

3点目、ごみ処理費の委託料についてお聞きします。予算書の25ページの処理困難物搬送業務委託料と、27ページ、処理困難物処理業務委託料の作業はどのような内容になっているのでしょうか。また、処理困難物搬送業務委託料についてですが、昨年までは予算計上されていませんでしたが、な

ぜ今年から予算で組まれるようになったのか、お聞きします。

次に、25 ページ、スプレー缶処理委託料について、昨年度は約 400 万円、本年度は約 600 万、令和 2 年度は約 710 万円と年々予算が増えてきています。その理由についてお聞かせください。

最後に、予算書の 27 ページの事後調査業務委託料についてですが、令和 2 年度の事後調査の内容について、令和元年度と比べて調査内容を変更する点がありますか。あればその理由をお聞かせください。

以上、1 回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 処理証紙の販売数、火災保険料、ごみ処理費委託費の作業内容、処理困難物搬送業務委託料、スプレー缶処理委託料、事後調査の内容変更についての 6 点についてお答えさせていただきます。

初めに、ごみ処理証紙の販売枚数についてご回答いたします。ごみ処理証紙の販売枚数につきましては、平成 30 年度実績では 379 枚でございます。また、令和元年度は令和 2 年 3 月 24 日時点となりますが、324 枚でございます。

次に、火災保険料についてご回答させていただきます。火災保険につきましては、一般財団法人全国自治協会の建物災害共済に加入しており、保険の適用範囲は、火災、落雷、爆発、土砂災害、風水害等となっております。また、昨年の火災により破損した No. 2 破砕物搬送コンベアの取替修理におきましては、適用されてございます。なお、地震につきましては、適用範囲外となっております。

次に、処理困難物の搬送業務と処理業務の作業内容についてご回答いたします。処理困難物搬送業務委託の内容につきましては、処理困難物を処分場まで搬送する業務であり、処理困難物処理業務委託の内容につきましては、処理困難物を処分場において埋立処理する業務でございます。

次に、処理困難物搬送業務委託料についてご回答いたします。粗大物に混入されたレンガ、ブロック、漬物石等の処理困難物につきまして、令和 2 年度は、処理困難物委託先として、すいません、処理困難物処理委託先と処理委託先まで処理困難物搬送業務委託先が異なることから、今、新たに処理困難物搬送業務委託料が必要となったものでございます。

次に、スプレー缶処理委託料についてご回答いたします。まず、始めにスプレー缶の出し方ですが、四條畷市はスプレー缶に穴をあける、交野市はスプレー缶に穴をあけずに使い切るように、市民周知にしている内容に違いがございます。本組合におきましては、施設設備の機器、爆発事故の防止の観点から、スプレー缶を適正に処理する業者に委託を行ってございます。

このスプレー缶処理は、当初、穴が開いている缶と穴が開いていない缶も一緒に処理委託を行っていましたが、処理量が多くなってきたため、経費節減の観点から穴が開いている缶については、抜き取り作業を本組合で行い処理業者へ搬出しないこととしております。

しかし、令和 2 年度から四條畷市におきまして、穴開け作業による爆発事故防止のために、交野市と同様にスプレー缶に穴をあけずに使い切ることを市民に周知されていることから、組合において、穴が開いたスプレー缶を抜き取る量がなくなることにより、当初と同様の缶の量を処理業者に搬送することが見込まれますので、予算が増加している要因でございます。

最後に、事後調査の内容の変更についてご回答させていただきます。

内容を変更する理由につきましては、事後調査報告書に基づき、地元協議を踏まえて大阪府と協議

を行った結果、測定頻度などを見直したものでございます。その内容は、大気質における塩化水素、水銀、ダイオキシン類は、年4回の測定から、年1回の測定とし、水質は年6回の測定から、年2回の測定としております。フッ素を除く地下水については、年4回の測定から、年2回の測定とし、フッ素についてのみ年4回の測定としてございます。悪臭につきましては、5年まで年1回行うこととしてございます。また、大気質における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質と風向風速につきましては、測定を行わないこととしてございます。

1. 議長（友井健二君） 3番北尾議員。

1. 3番議員（北尾 学君） それでは再質問させていただきます。3点目の処理困難物の委託料ですが、昨年までは、処理の委託料に搬送の費用も含まれていたという事になるのでしょうか。処理業務と搬送業務の関係について、近年の状況を改めてお聞きします。また委託先の業務の選定は、どのように行っているのか、お聞きします。

次に、事後調査についてですが、大気質のところでは、年4回の測定から、年1回の測定に減らすとの事ですが、地元では、もう少しこれまで通りの測定を続けてほしいとの声を聞いています。地元協議を踏まえて大阪府と協議をしたと言われましたが、どのような協議を地元地域と行ってきたのか、お聞きします。

また水質調査については、年6回から年2回に減らすとのことでしたが、平成30年の6月の水質調査では、敷地内排水最終柵の水素イオン指数の数値が水質管理目標値を超える結果も出ています。年2回以上の測定では不十分と考えますが、いかがでしょうか。以上でよろしくお願ひします。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 委託先業者の選定、地元地域との協議、測定回数3点についてお答えさせていただきます。

初めに、委託先業者選定についてご回答いたします。処理困難物の委託料について、昨年度までは、処理の委託料に搬送の費用も含まれてございました。予算時の見積もりは、入札参加資格者名簿に登録されている業者の内、施工可能業者から徴収いたしました。また、令和2年度で委託先業者選定は、処理業務につきましては、処理困難物を処理できる一般廃棄物施設は、現在入札参加有資格者名簿に登録されている業者では1社しかいないため、地方自治法施行令第167条2第1項第1号により随意契約となる見込みでございます。また、搬送業務につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約となります。

次に、地元との協議についてご回答いたします。測定頻度の見直しにかかる地域との協議につきましては、これまでの測定結果を踏まえ、事後調査報告書に基づき、交野市域、四條畷市域及び生駒北部地域と協議を行い、ご理解をいただいております。

次に、測定回数についてご回答いたします。また、水質調査につきましては、平成30年6月28日の排水口（敷地内排水最終柵）地点において、水素イオン濃度（pH）が水質管理目標値を超過したため、一時放流を停止いたしました。再度、夕方に測定した結果、水素イオン濃度が水質管理目標値内に収まったことから、昼間の藻類の光合成により、一時的に水素イオンの濃度が上昇したことが考えられてございます。その後、測定結果は水質管理目標内となっており、水素イオン濃度は安定してございます。水素イオンの測定回数については、すべての測定結果について大阪府と協議を行った上での判断でございます。

1. 議長（友井健二君） これにて北尾議員の議案質疑を終結いたします。続きまして、4番藤田議員。

1. 4番議員（藤田茉莉君） それでは私の方からも、大きく4点質問させていただきます。まず1点目ですが、予算書の26ページ、27ページの委託料、ごみ処理施設整備及び機器等点検整備業務委託料について、前年度と比較して約4,400万円が増額になっている理由についてお聞かせください。

2つ目、同じく26、27ページの委託料の中で、職員の血中ダイオキシン類分析調査業務委託料の中には、ごみ処理施設運転監視業務委託の派遣労働者の調査料も含まれているのかについて、また、年何回の調査を行い、その結果とその後対応についてはどのように行われ、職員の健康管理を行っているのかをお聞かせください。

次に、3つ目ですけれども、同じく委託料から、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務委託料についてですが、こちらは前年度と比較して約1,000万円の減額になっておりますが、その理由についてお聞かせください。

最後にですね。その予算書の中には含まれておらないんですけども、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討の報告書の中に、令和2年から3年にかけて運営事業要求水準書作成ということが書かれておりましたが、今回そのような予算が上がっていないのは、なぜでしょうか。お聞かせください。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） ごみ処理施設整備及び点検整備業務委託料、職員の血中ダイオキシン類分析調査業務委託料、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務委託料、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方報告書について、4件についてご回答させていただきます。

初めに、ごみ処理施設整備及び機器等点検整備業務委託料の増額についてご回答いたします。増額の要因につきましては、ごみ処理施設建設工事において、供用開始から2年間分の必要な消耗品及び予備品が納品されてございます。これまでは点検整備業務においては、この納品された消耗品を使用していましたが、供用から2年が経過し、消耗品がなくなりましたので、令和2年度以降は点検整備に必要な消耗品が経費として計上されることや、令和2年度において新たにリサイクル施設における高速回転破砕機や破砕可燃物コンベヤなどの点検整備が必要となったことによるものでございます。

次に、職員の血中ダイオキシン類分析調査業務委託についてご回答させていただきます。職員の血中ダイオキシン類分析調査業務委託には、ごみ処理施設運転監視業務委託の派遣労働者分の調査は含んでございません。調査につきましては年1回で、これまで調査した職員におきましても、環境省の調査、一般環境住民に対する結果と比較しても変わらない調査結果でありました。また、毎年調査の結果につきましては、医師による報告会を実施し、調査を受けた職員に詳細な結果の説明を行ってございます。

次に、ばいじん及びダイオキシン類の測定業務委託の減額についてご回答いたします。減額の主な要因は、大阪府環境の保全等に関する条例施行規則第3条に定める有害物測定において、測定結果により、大阪府と協議を行った結果、測定物質の項目が減少することに伴うものや、大阪府生活環境の保全等に関する条例の第4条の特定粉じんについて、測定結果により大阪府と協議を行った結果、特定粉じん届出施設から、一般粉じん施設に変更となったため、特定粉じんの測定項目が無くなったこ

とにより、減額となったものでございます。

最後に、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方の報告書についてご回答させていただきます。ごみ処理施設の管理及び運営のあり方報告書の 69 ページに、例えば、令和元年度に本検討により今後、管理運営のあり方を決定した後に、仮に長期包括運営委託となる場合、最短で令和 2 年から 3 年度に運営事業要求水準書・業務選定となる、と記載しておりますが、現時点におきましては 3 月 19 日の審議会から答申を受けたところでございますので、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方の方向性がまだ決まっていない状況でありますことから、令和 2 年度の予算計上はいたしてございません。

1. 議 長（友井健二君） 4 番藤田議員。

1. 4 番議員（藤田茉莉君） それでは再質問させていただきます。まず 1 点目の、ごみ処理施設整備及び機器等点検整備業務委託料についてですが、点検は、年何回行われており、一度の点検ではどれくらいのコストがかかっているのか。また、来年度以降、これから 1 億 8,500 万円ほどの予算が毎年かかってくるということで、認識をしておいてよろしいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

2 点目の質問、職員の血中ダイオキシン類分析調査業務委託料についてですが、派遣労働者分の調査は含まれていないということでご答弁がございましたが、派遣の方の調査についてはどのように保証されているのか、再度お聞かせください。

最後、3 点目ですけれども、ばいじん等ダイオキシン類測定業務委託ですけれども、有害物質の測定項目は減少しているということでありましたが、どの物質の測定がなくなるのかについて、お答えいただきたいと思います。以上です。

1. 議 長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 点検の回数、コスト、派遣労働者分の調査、有害物質測定項目の 3 点についてご回答いたします。

初めに、点検の回数、コストについてご回答いたします。点検整備業務につきましては、熱回収施設とリサイクル施設において計画されている全ての点検整備を 3 か月程度の期間をかけて、一度に施工するオーバーホール形式で実施してございます。すべての点検整備に係る費用は、予算額内となっております。また、年度毎の点検整備費用につきましては、点検整備の内容により変動してまいります。

次に、派遣労働者分の調査についてご回答いたします。派遣労働者分の健康管理に関しましては、派遣先の組合が実施するものは労働安全衛生規則第 45 条による特定業務従事者の健康診断であり、それ以外の健康管理については派遣元について行うこととなっております。

最後に、有害物質測定項目についてご回答いたします。有害物質測定項目の 23 物質のうち測定不要となる項目につきましては、アニジン濃度、アンチモン及びその化合物濃度、N-エチルアニリン濃度、塩化水素濃度、塩素濃度、クロロニトロベンゼン濃度、臭素濃度、水銀及びその化合物濃度、バナジウム及びその化合物濃度、ベリリウム及びその化合物濃度、ホスゲン濃度、ホルムアルデヒド濃度、マンガン及びその化合物濃度、N-メチルアニリン濃度の 14 項目となっております。

1. 議 長（友井健二君） これにて、藤田議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（友井健二君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はご

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (友井健二君) 討論なしと認めます。
1. 議 長 (友井健二君) お諮りいたします。議案第2号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
1. 全 員 異議なし。
1. 議 長 (友井健二君) ご異議なしと認めます。よって議案第2号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり可決されました。
1. 議 長 (友井健二君) 日程第5 同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事 務 局 (太田広治君) (議案書にて朗読)
1. 議 長 (友井健二君) 朗読が終わりましたので、管理者より同意第1号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。
1. 管 理 者 (東 修平君) ただ今、議題となりました同意第1号 監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。本組合監査委員、識見者の中から選任すべき委員 山口幸三氏は、令和2年7月5日付けにて任期満了であります。適任と認め引き続き選任いたしたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。
1. 議 長 (友井健二君) 提案理由の説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (友井健二君) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (友井健二君) 討論なしと認めます。
1. 議 長 (友井健二君) お諮りいたします。同意第1号監査委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
1. 全 員 異議なし。
1. 議 長 (友井健二君) ご異議なしと認めます。よって同意第1号監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。
1. 議 長 (友井健二君) 日程第6 一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。なお、申し合わせにより、質問者の質問時間は15分以内となっております。ただ今から順次質問を許可いたします。4番藤田議員。
1. 4番議員(藤田栞里君) それでは質問させていただきます。四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方について、質問させていただきます。まず初めに、令和19年度からの基幹的設備改良DBO方式への移行が今なぜ必要なのかについて改めてお聞かせください。
1. 議 長 (友井健二君) 二神局長。
1. 事務局長(二神和則君) 令和19年度から基幹的設備改良DBO方式への移行の必要性についてご回答いたします。

環境省では、ごみ処理施設の寿命は施設供用開始後15年後から20年であると想定してございま

す。そこで、廃棄物処理施設の長寿命化計画作成の手引きにおけるストックマネジメントの考え方では、施設の供用開始 15 年から 20 年までに延命化対策として基幹的設備改良工事を実施する必要があるとされてございます。

本組合におきましては、供用開始 20 年後の令和 19 年度には、基幹的設備改良工事に着手する必要があると考えてございます。

また、本組合の収入の根拠は関係市である四條畷市、交野市からの分担金となっており、関係市の財政状況が厳しい中で、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方にあたっては、単に基幹的改良工事を行うだけではなく、工事費と維持管理費の両面から削減が見込まれる、基幹的設備改良 DBO 方式とすることが、現時点におきましては、経済性などの観点からも望ましいと考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 4 番藤田議員。

1. 4 番議員（藤田栞里君） 経済性の観点から DBO 方式が望ましいと、現時点で判断をされているということでありましたけれども、それでは、工事費や維持管理費の削減率はどれくらいを見込んでいるのでしょうか。また、経費削減を期待しているとのことでしたけれども、それは民間に委託すれば競争性の確保によって削減が見込まれるとの考えのもとでの、結論なのかについて合わせてお聞かせください。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 現時点におきましては、実際に令和 19 年度に行う基幹的設備の改良工事等の工事内容やその維持管理に係る内容などを把握することができませんので、削減率についても算出することは困難と考えてございます。

また、経費削減の効果は競争性の確保だけでなく、包括委託の採用により、点検整備費や人件費等が事業者努力により削減される場合には、経費の削減が期待されるべきものと考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 4 番藤田議員。

1. 4 番議員（藤田栞里君） 基幹的設備改良 DBO 方式が望ましいと結論を付け、今、進めようとしてされている状況で、削減率については算出できないというご答弁であります。また、経費削減が期待できるということで、明白な根拠のない曖昧な答弁だったかなと、私は感じました。

市民にとって、今のご答弁ではあまりにも DBO 方式がなぜ適切なのかということに対してはあまりにも曖昧な状況の返答ではないかなというふうに思います。

また、先ほど言われた点検整備費や人件費等が事業者努力により削減される場合、ということが言われましたけれども、本当にそれは市民に根差す、市民にとって大事なごみ処理施設の運営の安定的な運営に資する内容になっているのかということでは、先ほどの答弁で非常に不安を覚えたところです。ごみ処理施設のこの専門性の高い特殊な公共施設でありますことから、また多額の税金が投入される、今後も投入される施設ですから、だからこそ、この DBO 方式で、本当に経費削減へ明確に繋がるのかということの根拠を示す必要があるというふうに求めておきます。

次に、この令和 4 年から令和 18 年度を委託化を進めていく期間として設けられ、また令和 19 年度からは、基幹的設備改良 DBO 方式での民間委託を方針としておりますが、施工メーカーありきの民間委託とならざるを得ないのではないかと、また、民間言いなりで事業が進むことに、結果としてなるのではないかと危惧をしておりますが、そのリスクについてお伺いいたします。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 令和19年度から基幹的設備改良DBO方式によるリスクについてご回答いたします。

基幹的改良DBO方式では、基幹的改良工事とその後の管理運営、運転維持管理を含めて、発注を行うこととなります。

そこで、発注については、行政又は民間事業者が担う委託の業務の範囲やリスク分担について十分検討を行い、安全、安心、安定した施設運営が現実できる発注を行うことが最も重要と考えてございます。また、本組合においては、その後の管理運営期間においても、モニタリングを確実にを行うことにより、適正に管理運営をされているかをチェックしてまいりたいと考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 4番藤田議員。

1. 4番議員（藤田栞里君） 報告書の55ページ、56ページには、施工メーカー以外が運営を行う場合の問題点の整理という記述があります。そこには複数年包括業務委託方式を導入し、施工メーカー以外の業者が管理運営するとなれば、特殊製品等を調達する金額が高くなることや、タイムリーな調達が困難となる場合など、安定的なごみ処理運営に対するリスクが大きいと書かれておりました。となれば、結果的には施工メーカーありきの民間委託となり、競争性が働かないということに繋がるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 特殊製品の供給に関して、点検補修費の費用削減のために同等品以上であれば可とするなど、受託民間事業者に自由度を与えている自治体もございます。

また、行政機関が施工メーカーから特殊製品の直接調達を指定する場合は、施工メーカーとの覚書の締結や、価格公表等を行うことにより、競争性が働くものと考えております。

そこで、施工メーカー以外の事業者でも安定的な管理運営を実現するためには、施工メーカーからの特殊製品の直接調達を指定する場合の条件設定や、同等品扱いを含めた、行政側の条件設定が重要になってくると考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 4番藤田議員。

1. 4番議員（藤田栞里君） 令和4年～令和18年度の15年間だけではなく、令和19年度以降についても一社独占の状況になっていくのかというふうな思いを持っておりますが、長期的に本当にその競争性を確保していくということが、現実的にできるのかどうか、行政側の条件設定が重要になってくると先ほどの答弁で仰っておられましたけれども、果たしてそれが現実的な話なのかというふう感じております。

経費を、競争性の確保ができない状況を長期的に生み出し、経費を抑制ではなく、自前の技術力もなくなり、適切な判断力を失う恐れはないのか。また、そのことによって、民間の言われるがまま結果的に余計な税金を投入することになるのではないのかという心配を持っておりますけれども、その危険性があるのかなのか、改めて明確にご答弁をお願いいたします。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 長期包括運営委託において、競争原理が働くようにするためには、事業者努力による経費削減効果が発揮できるような条件整備が必要不可欠と考えてございます。

そのためには、安全、安心、安定した施設運営の観点から、事業者努力による経費削減効果が期待できるよう、同等品の使用の範囲を慎重に行政として判断することなど、様々な条件設定を行う必要

があると考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 4番藤田議員。

1. 4番議員（藤田栞里君） 繰り返しになりますが、民間委託を行うのではなく、今から20年後の設備改良工事を踏まえた積み立てを行っていきながら、完全な行政主導で、引き続き管理及び運営を行う選択肢をなぜ今持たないのかについて、改めてお聞かせください。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 20年後の設備改良工事を踏まえて管理及び運営を行う選択肢についてご回答いたします。

先ほど答弁いたしましたように、本組合の収入の根幹は関係市である四條畷市と交野市からの分担金となっており、関係市の財政状況が厳しい中におきましては、本組合としましても経済性の観点も重要でありますことから、工事費と維持管理費の両面から削減が見込まれる、基幹的設備改良DBO方式とすることが、現時点におきましては望ましいと考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 4番藤田議員。

1. 4番議員（藤田栞里君） 最後に1点だけ述べさせていただきます。先ほどの質問の中でも発言させていただきましたが、経費削減に一体どれぐらいの削減率があるのかということも曖昧な状況の中で、また、一社独占、施工メーカーありきで進むことも心配をされる中で、現時点で基幹的設備改良DBO方式ということが、中長期的な目線で市民負担を考えたときに、今の段階では望ましいという結論に至るには、まだまだ納得できる材料が少ないのではないかと感じております。

再度、明確な根拠を示していただくことを改めて求めて、この質問を終わります。

1. 議長（友井健二君） これにて藤田議員の一般質問を終結いたします。

1. 議長（友井健二君） 続きまして、12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 四條畷市選出の日本共産党の岸田敦子です。ごみ処理施設の管理及び運営のあり方について、私は少し遡って基本的なことから質問させていただきます。

最初に4点質問を出させていただきましたので、最初は4点まとめて質問させていただきます。

昨年12月定例会の終了後、本施設の管理及び運営のあり方検討報告書の説明があり、今年1月から審議会で議論することが説明されました。本組合を2年間離れていた私にとっては、施設の管理運営に関し、このような調査・研究がされていたことを把握できておらず、その経過も理解できていない状況でした。

それは、新しく派遣議員となられた方々も同様であることから、まず、報告書の目的に、適正かつ効率的な運営形態の検討を行う、とありますが、運営形態の変更を兼ねた検討はどこからの要請・発案で議論が始まったのか、教えてください。

管理及び運営のあり方検討会はいつ設置され、議論は何回行ったのかも、お教えください。

この内容について、組合職員や労働組合には説明しているのでしょうか。また、議会には資料を配布し、簡単な説明はありましたが、市民への説明、意見聴取はどう考えておられますか。

管理運営のあり方に係る審議会の答申が3月19日に管理者宛に提出されましたが、そのかいつまんだ内容をご説明ください。また、答弁を受けての今後の進め方について、ご見解をお聞かせください。

1. 議長（友井健二君） 答申を受けての、最後の、答申。

1. 12 番議員（岸田敦子君） はい、答申です。

1. 議 長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） それではまず、施設の管理及び運営のあり方の検討につきましてお答えいたします。

本施設は、平成 30 年 1 月に建設が完了し、2 月から供用を開始してございます。旧施設と比較して、リサイクル施設や発電設備の設置に伴い、業務量の増加や技術水準の向上など多くの変化が生じてございます。また、少子高齢化や地方財政のひっ迫など、両市を取り巻く社会情勢についてもさまざまに変化してきており、今後も安全・安心に加え、安定した経済性に優れた施設をめざす必要があります。

このような中、構成市との協議を経て、平成 30 年度に本組合におきまして、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方について調査・研究を行ってまいりました。その後、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討会を平成 31 年 3 月に設置し、関係市と組合の三者において、令和元年 6 月から 11 月まで 6 回開催してまいりました。

次に、労働組合への説明についてご回答いたします。本組合の労働組合に対しましては、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討会報告書や審議会への諮問・答申を渡し、ご説明を行っているところでございます。

市民への説明・意見聴取についてご回答いたします。ごみ処理施設の管理及び運営のあり方報告書につきましては、あくまでも組合と関係市での検討段階であり、市民への説明等につきましては、現時点では考えてございませんが、今後市民周知につきましては、三者での協議が必要であると考えてございます。

答申の内容と今後の進め方についてご回答いたします。

まず、審議会につきまして、1 月 16 日に、既存の一部事務組合方式がいいのか、構成市のどちらかに委託する委託方式がいいのか、という方式の議論から、事務組合方式を継続した場合、組合業務の一部を委託化する際には、職員の身分の考え方、直営と委託の組み合わせについて、技術継承、財政効果などの観点を踏まえ、5 つのパターンを総合評価をつけてお示ししたうえで、報告書についての妥当性をご提言いただくように諮問いたしました。

この後、審議会で議論を経て、諮問における 5 つの導入パターンの優先順位等の報告書全般において、妥当であるとの結論を出していただいくとともに、今後、具体化に向けては、両市及び組合で詳細な内容を実施計画として策定することが、リスクマネジメントの徹底や、技術継承を行うべくソフトランディングできるように、積極的な協議を図るようにとの趣旨で答申をお受けしたところでございます。

そのことから、今後の進め方につきましては、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書及び審議会の答申を踏まえ、組合と関係市、三者において、実施計画に向けて協議を進めてまいります。

1. 議 長（友井健二君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） ありがとうございます。今、ご答弁いただいたように、この方向で積極的に検討していくというようなことで、報告書を見させていただきますと、先ほどからもありましたが令和 19 年度に DBO 方式導入に向けて、今後 18 年間をどう運営するべきなのかというのが、

今回の報告書の内容ということです。

その後、そのものが決まっているのかなというふうに思っぴっくりしたんですけれども、先ほどからのご答弁ではそれはまだ検討している段階だというようなことを仰っていたと思います。19年度にDBO方式を導入するということは、まだ決定したものではないという事ですね。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） ごみ処理施設の基幹的改良工事を実施する際には、現時点ではDBO方式が望ましいとしておりますが、確定しているものではございません。令和19年度から基幹的設備改良工事をする場合にはその数年前からの準備の段階で事業方式を検討することになりますが、現時点においての望ましいと考えられる検討の選択としてDBO方式があるという認識でございます。

1. 議長（友井健二君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） では、そのことを確認した上で話を戻して、昨年6回開催された検討会について、議会への報告の記憶がなくて、11月の報告書が唐突に出てきたように私は感じたので、検討会の内容についてもお伺いしました。ちなみにその検討会の経過報告というのは、議会に示されていたのでしょうか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 検討会の議会報告についてご回答いたします。検討会の経過報告については議会にはさせていただいてございませんが、報告書の完成後、直近の12月議会終了後において内容のご報告をさせていただいたということです。

1. 議長（友井健二君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 唐突に感じたのは当然だと思います。ただ、このあり方審議会の設置条例が、昨年3月29日ということになっておりますので、昨年、1年前のこの議会の中ではこの条例が提案されて、その時おられた方はご存じだったということですね。検討会の経過も、どのような観点で議論されてきたのかということは重要なことと思っておりますので、議事録をまとめたものというのは、あるのでしょうか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 内部会議でございますが、議事内容をまとめたものがございます。

1. 議長（友井健二君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） それはまた見せていただけたらと思いますが、今日ちょっとお答えいただきたいのが、6回の議論でそれぞれどのような検討がされたか、教えていただきたいと思ひます。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 検討会の検討内容についてご回答いたします。

第1回は、検討会のスケジュールについて、第2回は、前提条件、管理運営費、事務の共同処理、管理運営方式の整理、対象事業範囲・管理運営期間の設定について、第3回は、対象事業範囲・管理運営期間の設定、リスク分担の検討、管理運営方式の定性評価、民間事業者の参入意向調査について、第4回は、民間事業者の参入意向調査、課題等の抽出、先行事例の整理及び先行自治体の個別ヒアリングについて、第5回は、事務の共同処理方式の決定、導入パターンの設定、VFM評価結果及び検討報告書のまとめ方の案について、第6回は、先行自治体の個別ヒアリング結果報告、総合評価及び課題の抽出及び検討報告について、などになってございます。

1. 議長（友井健二君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 施設運営の第一の課題である安全・安心のためには、リスク分担の表記・検討というのはしっかりやる必要があると考えますが、他の議題もある 3 回目だけの議論に終わっているということです。管理運営方式の定性評価というのもメリット、デメリットが細かく記されていますが、同じく 3 回目の議論しかされていないと。

また VFM のことも変動の可能性について、どの程度議論されたかということも、疑問に感じています。回数を重ねればいいというわけではないかもしれませんが、1 月に視察した高座清掃施設組合では、施設整備検討委員会で 16 回議論したというお話がありました。今回の報告書とはまた違うのかもしれませんが、6 回の議論で十分な検討ができたと言えるのかどうか、この一点はどうお考えですか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 期間としては短いんですけど、その中で両市と組合の検討は十分させていただいたと考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 本組合では、今後の協議としては実施計画というのを立てていく中でもっと具体的なことが議論されていくのかなとは思いつつ、そのスケジュール的なことはまだ分かりませんか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 実施計画につきましては、令和 2 年度より新たな検討委員会を立ち上げて、できれば令和 2 年度中に早急に実施計画を作成させていただきたいと考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） まだ回数については、はっきり計画ではないというお答えと取っていいですね、今のは。私としては十分議論ができていいのかということに、疑問には思っておりますので、今後、実施計画策定までもう少し議論が必要ではないかという観点で、今のは質問させていただきました。

と言うのは、この間、高座清掃施設組合ですか、ここでのお話の中で、当初想定していたより VFM が下がったという話がありました。要求水準書になかった想定外のことも起きて、リスク協議で VFM も変わるという実態に基づいた話だったんですね。

報告書では、そうした想定外のことも想定した内容になっているのかどうか。この点はどうなのでしょう。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 報告書では、長期包括において事業者努力により、点検整備費や人件費等の削減が図れる場合は VFM は改善される可能性があるとしておりますことから、事業者の条件設定により VFM が変動することも十分想定してございます。

1. 議長（友井健二君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 今のお答えは VFM が改善するというような内容の想定は言うていただきましたけれども、先ほど例に出した点ではリスク分担とかやっぱり、その辺の協議が不十分だったということで、想定外のことが起きたことによって VFM が悪化したという話だったので、こういう

ことを想定しているのかということを知りたいのですが、もう一度ご答弁をお願いします。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 申しましたように、VFMの変動に関しましては、改善もあれば効果が上がらない場合もあるという意味の変動でございます。

1. 議長（友井健二君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 先ほど曖昧な規定だと、そういうご指摘もありましたけれども、やはりVFMについても今お答えいただいたような内容は指摘しなければならないと思います。

次、労働組合への説明なんですけれども、現段階で組合の回答というのはどのようなものかどうか、今後の協議に関してはどう考えておられるのか、お伺いします。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 現段階では労働組合に対しまして、報告書や審議会の諮問、答申に関する説明だけを行っている段階でございます。

今後におきましては、実施計画の今後の方針が具体化する段階になりましたら、適時協議を進めて行く考えでございます。

1. 議長（友井健二君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 具体化する段階でというのは、いつ頃なんでしょうか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 平成2年度に実施計画策定の検討会を立ち上げて、その中で議論が進むのに合わせてということです。

1. 議長（友井健二君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） すいません。平成と仰いましたね。

1. 事務局長（二神和則君） 令和です。すいません。

1. 12番議員（岸田敦子君） 職員の方は労働条件など、そういったことが変化する可能性が大きいので、直接的な影響がありますので、早めの協議を求めておきます。

市民への周知としては審議会の議事録をホームページで公開していただいている、私もかいつまんで読みましたけれども、どこかの段階で市民の声も聞くべきではないかと思えますけど、それはとりあえず今の段階では要望としておきます。

最後の意見ですけれども、管理運営で考えるべき大事な点というのは、公的機関が運営していれば安全性を第一にできるというものが、民間に任せることになれば利潤追求が第一となって、安全性は利益を上げた上での次の課題になるのではないかという懸念です。その点では審議会でも品質保持などに関してご指摘があって、答申にも課題に盛り込まれています。管理運営を民間に任せることで安全性より利益優先の運営にならないか、その観点で今後でも取り上げていきたいと思えます。今回は以上で終わります。

1. 議長（友井健二君） これにて岸田議員の一般質問を終結いたします。

1. 11番議員（瓜生照代君） 議長。

1. 議長（友井健二君） 11番瓜生議員。

1. 11番議員（瓜生照代君） 本議会における理事者の答弁についてちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど私が策定までのスケジュールをお聞きしたときには、理事者の側の答弁は決まってい

が現状でございますと、そのようにお答えになったかと思えます。先ほど岸田議員の質問に対しまして、同じような質問に対しまして令和2年度中に立ち上げ、令和2年度中に策定したいとお答えになりました。これは同じ質問に対しての答えかと私は認識しましたが、それは間違いございませんでしょうか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 今の瓜生議員の質問にお答えします。すいません、私の発言の仕方が。この中では具体的に決まっていないういながら、今後、組合関係市である四條畷市、交野市との協議という事は、これがそのものの実施計画の策定というのを指してございまして、協議の中で実施計画としてます。今後というのは、速やかにということで、誠にすみませんが発言させていただいたという事。

1. 8番議員（大矢克巳君） もうちょっと中身を理解して答えてもらわなあかんわ。今の瓜生さんの答えとね、言うてることとちょっと違ってるで。もうちょっと自分らが書いたこと。

1. 議長（友井健二君） 大矢議員。発言があったら手を挙げてください。

1. 8番議員（大矢克巳君） すいません。はい。

1. 議長（友井健二君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） はい。もうちょっと自分の答弁にしっかり自信を持ってお答えせなあかんと思うわ。聞いてたら間違いばかりやった。読み間違いもようけあるし、それはホンマにちゃんとそれを読んでね、この議会にちゃんと挑んでるのかなっていうのは疑わしいところもありますわ。全く違うわ、瓜生議員の時に言うてた答えと岸田さんに言った答え。同じような質問に対して答えが何か全然違うかったから、もうちょっとちゃんと理解して議会に挑んでもらわんと、軽視してるとしか思われへんと思えますわ。以上です。

1. 11番議員（瓜生照代君） はい。

1. 議長（友井健二君） 11番瓜生議員。

1. 11番議員（瓜生照代君） 私は、大まかに見ればね、言ってることを仰ってたと仰いますけれども、私に対する答弁は大まかでした。ですが岸田議員に対しては具体的に年度も令和2年度中にと仰いました。これは明らかに答弁に対する不誠実さだと私は思っております。これは何も難しい答弁ではない、単に日にちを示しただけのことです。それが分かっているのであれば、なぜ私の補正の時の答弁でお答えいただかなかったのか、それは明らかに今、お答えいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 誠に私の発言の仕方の曖昧さをもちまして、瓜生議員のご質問に的確にお答えしなかったことをお詫びしまして、お詫びさせていただきたいと思えます。誠にどうもすみませんでした。

1. 11番議員（瓜生照代君） はい。

1. 議長（友井健二君） 11番瓜生議員。

1. 11番議員（瓜生照代君） 私は、局長がね、だけではないと思えます。と言いますのは、私の答弁にしても皆さんでちゃんと協議をして調整して出された答弁じゃないですか。ということは、局長一人の考えではないはずで。それをお答えになった。その皆さんが調整したはずの答弁が2つのダ

ブルスタンダードであることの方向性だと。今は何も答えられないんだと、そういう方向性でさっきの答弁調整をなされたのであれば最後までそれを示すのが理事者の誠意だと私は思っております。これ以上、謝っていただきたいと思いませんが、私は局長お一人じゃなくて、議会に対して申し上げたいと思います。理事者の皆さんに対して申し上げたいと思います。このような不誠実な答弁のあり方がないように、よろしくお願いいたします。以上でございます。

1. 議 長（友井健二君） 議長の方からも申し述べますけども、きちんと指摘預からせていただきます。きちんと理事者側として同じ答弁になるように、きちんと調整お願いしたいと、今後、よろしくお願いいたします。

1. 議 長（友井健二君） これにて、本会議に付議された案件については全て終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 第1回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算のほか、2議案につきまして、慎重なるご審議のうえ、ご可決を賜りまして誠にありがとうございました。

本組合といたしましては、市民の皆様方との信頼関係を引き続き構築し、安全・安心・安定した本施設の稼動に努めてまいります。

また先ほどご指摘もございましたけれども、今後とも本組合として一貫した立場でご答弁申し上げられるよう改善に努めてまいりたいというふうに思います。

議員の皆様には、今後とも、組合事業に、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

1. 議 長（友井健二君） 以上を持ちまして、令和2年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会（第1回）を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。大変ご苦勞様でした。

（時に15時38分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

令和2年3月26日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

友 井 健 二

四條畷市交野市清掃施設組合議員

藤 田 栞 里

四條畷市交野市清掃施設組合議員

松 本 直 高